

# 千葉市公共施設等緑化推進要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和46年千葉市条例第21号）第14条の規定に基づき、本市が設置管理する道路、公園、河川、学校、庁舎等の施設（以下「公共施設等」という。）における緑化の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 接道部 公共施設等の敷地のうち道路に接する部分をいう。
- (2) 所管課長 各公共施設等を所管する課等の長をいう。

## (公共施設等緑化基準等)

第3条 所管課長は、公共施設等を新設する場合は、別表の公共施設等緑化基準（以下「緑化基準」という。）に定めるところにより、当該公共施設等の緑化を行うものとする。公共施設等を全面的に改築する場合においても、同様とする。

- 2 都市局公園緑地部緑政課長（以下「緑政課長」という。）は、緑化基準に基づく緑化の推進に関し、所管課長に対し助言又は技術的援助を行うとともに、公共施設等の緑化を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

## (接道部の緑化)

第4条 公共施設等の緑化にあたっては、当該公共施設等の公共性及び都市景観に配慮し、接道部の緑化を重点として行うものとする。

## (事前協議)

第5条 公共施設等の新設、全面改築又は増築にあたっては、所管課長は、あらかじめ当該公共施設等の緑化計画について、緑政課長（道路の緑化計画については、都市局公園緑地部公園管理課長とする。以下、この条において同じ。）に協議しな

なければならない。この場合において、緑政課長は、緑化を推進するため必要があると認めたときは、その範囲内において緑化計画の変更等の助言をすることができる。

(既設公共施設等の緑化)

第6条 所管課長は、既設の公共施設等で緑化基準に満たないものについては、現状において可能な限り植栽等を行い、緑化基準に近付けるよう努めるものとする。

(樹木等の良好な保持)

第7条 所管課長は、公共施設等における樹木等を良好な状態に保持するため、適切な維持管理を行うものとする。

(市が助成等を行う施設の緑化に係る協議)

第8条 民間施設のうち、その設置又は建設について、本市が出資又は助成を行うものについては、当該出資又は助成に係る事業を所管する課等の長は、緑政課長と当該民間施設の緑化について協議するものとする。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7年 8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別 表

公共施設等緑化基準

施 設	対 象	基 準
道 路	<p>市が設置管理する道路とする。 ただし、次に掲げる箇所は除くものとする。</p> <p>(1) 道路管理者の許可を受けた道路 占用物件があるため、街路樹の植栽又は、生育が著しく困難と認められる箇所</p> <p>(2) 道路が地下にあるなどの理由により、街路樹の植栽又は、生育が著しく困難と認められる箇所</p>	<p>1 歩道幅員が、3.0m以上の道路にあつては道路区分等を考慮し、建設省の定める道路緑化基準（昭和63年6月22日建設省都街発第21号都市局長・建設省道環発第8号道路局長通達）に基づき、街路樹及び植樹帯の整備を行うものとする。</p> <p>2 歩道幅員 3.0m未満の歩道、中央分離帯、交通島、その他道路用地にあつては、道路管理上支障の無い範囲で、可能な限り樹木を植栽し、緑地を確保するものとする。</p>
公 園 ・ 緑 地	<p>都市公園及び都市公園に準ずる公園又は緑地</p>	<p>敷地面積に対する緑化率は、建設省の定める都市緑化対策推進要綱（昭和51年6月9日建設省都緑対発第3号建設事務次官通達）に基づき、次のとおりとする。</p> <p>(1) 住区基幹公園及び 都市基幹公園 50%以上 ただし、街区公園及び運動公園にあつては30%以上とする。</p> <p>(2) 緩衝緑地及び緑道 70%以上</p> <p>(3) 都市緑地 80%以上</p> <p>(4) 墓園 60%以上</p>

<p>河川等</p>	<p>河川、都市下水路、調整池、遊水池等</p>	<p>河川等の区域ごとに景観、緑量等を考慮し、建設省の定める河岸等の植樹基準（案）（平成元年4月1日治水課流域治水調整官・都市河川室建設専門官事務連絡）等に基づき、緑化の推進を行うものとする。</p>
<p>庁舎 ・ 学校 ・ その他の公共施設</p>	<p>道路、公園及び河川等以外のすべての公共施設等とする</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 敷地面積 500 m<sup>2</sup>以上の施設は、敷地面積の20%以上の面積の緑化を行うものとする。</li> <li>2 上記以外の施設については、可能な限り樹木を植栽し、緑化を推進するものとする。</li> <li>3 接道部緑化率は、70%以上とするとともに、緑地幅は、0.6m以上とし、極力広く取るものとする。</li> <li>4 前3号によりがたい施設については、別途緑政課長と協議するものとする。</li> </ol>